

企業立地支援施策の見直しについて

1 背景

現在、本市では、総合計画に掲げる「活力あるまちづくり」の実現を目指し、地域における産業振興を図っているところです。

しかし、リーマンショック以降続く景気低迷やデフレ、さらには急激な円高の進行や東日本大震災などによる経済環境の変化により、企業においても様々な局面で厳しい状況が続いています。

このことにより、全国的には企業の事業縮小や倒産、さらには生産拠点の海外展開なども急増しており、地域経済への影響も大きく、今後の産業振興を考える上で、深刻な事態となっています。

そこで、本市としましては、企業立地の更なる推進に加え、既存の市内企業への積極的な支援を行うべきと考えています。

このような中、現在の支援制度が今年度末に終了することから、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさい工業団地への企業誘致の促進並びに市内企業への積極的な支援を引き続き行うために、支援施策の見直しを行おうとするものです。

2 支援施策の見直し

(1) 津市企業立地促進条例の有効期限の延長

企業立地の推進及び市内企業への支援による本市の地域経済の活性化を目的として制定されている津市企業立地促進条例が、平成24年3月31日限り、その効力を失うことから、平成27年3月31日まで有効期限を延長します。

(2) 企業立地奨励金の適用要件緩和

ア 中小企業者については、投下固定資産額5,000万円以上かつ常時雇用従業員5人以上の工場等の増設に適用します。

イ 大企業者については、投下固定資産額2億円以上かつ常時雇用従業員10人以上の工場等の増設に適用します。

ウ 特定産業については、メカトロニクス関連企業や将来性のある分野の企業への支援を強化するため、対象業種を7業種から9業種へ、また、対象地域を中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさい工業

団地から特定地域へと拡大します。また、投下固定資産額5,000万円以上かつ常時雇用従業員5人以上の工場等の増設を適用要件に追加します。

3 今後の対応

津市企業立地促進条例の一部の改正についての議案を平成24年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。

奨励金概要表 (改正後)

| 奨励金名 | 立地施設 | 対象事業者 | 指定事業者要件 | | | 対象区域 | 交付額 |
|----------------|---------|-----------|----------|---------------|----------|-------|---|
| | | | 投資内容 | 投下固定資産額等 | 常時雇用従業員数 | | |
| 企業立地奨励金 | 産業業務施設 | 全ての事業者 | 新設、増設、移設 | 1億円以上 | 5人以上 | SC | 固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100 |
| | 工場等 | 中小企業者 | 新設、移設 | 1億円以上 | 10人以上 | 特定地域 | |
| | | | 増設 | 5,000万円以上 | 5人以上 | | |
| | | 大企業者 | 新設 | 5億円以上 | 20人以上 | | |
| | | | 増設 | 2億円以上 | 10人以上 | | |
| | 特定産業 | 新設、移設 | 1億円以上 | 5人以上 | 特定地域 | | |
| 増設 | | 5,000万円以上 | | | | | |
| 研究開発施設立地奨励金 | 研究開発施設 | 全ての事業者 | 新設、増設 | 1億円以上 | 5人以上 | 特定地域 | 固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 3年間 100/100 |
| 用地取得費助成奨励金 | 産業業務施設 | 全ての事業者 | 新設、増設、移設 | 9,000㎡以上の用地取得 | 10人以上 | SC | 用地取得費相当額 20/100 操業開始年度の翌年度から 5年間の分割交付 上限額 3億円 |
| | 工場等 | 中小企業者 | | | | SC、NF | |
| | | 大企業者 | | | | | |
| 研究開発施設 | 全ての事業者 | 新設、増設 | | | | | |
| 外国企業事業所開設準備奨励金 | 産業業務施設等 | 外国企業 | | 立地の決定 | なし | SC、NF | あのつピア他市長が特に認めたもの |

SC…中勢北部サイエンスシティ、NF…ニューファクトリーひさい工業団地

産業業務施設…工場等及び研究開発施設以外の施設（事務所、営業所など）

特定地域…公的工業団地、工場適地、工業専用地域

特定産業…津市企業立地促進条例施行規則で定める指定集積業種（金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業）

新設…市外の事業者が新たに産業業務施設等を設置すること、又は市内の事業者が既設の事業と異なる業種の産業業務施設等を設置すること。

増設…市内の事業者が既設の事業と同一の業種の産業業務施設等を拡充の目的をもって設置すること。

移設…市内の事業者が既設の産業業務施設等を廃し、同一の業種の産業業務施設等を設置すること。

奨励金概要表（現行）

| 奨励金名 | 立地施設 | 対象事業者 | 指定事業者要件 | | | 対象区域 | 交付額 |
|----------------|---------|--------|----------|---------------|----------|-------|---|
| | | | 投資内容 | 投下固定資産額等 | 常時雇用従業員数 | | |
| 企業立地奨励金 | 産業業務施設 | 全ての事業者 | 新設、増設、移設 | 1億円以上 | 5人以上 | SC | 固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100 |
| | 工場等 | 中小企業者 | 新設、増設、移設 | 1億円以上 | 10人以上 | 特定地域 | |
| | | 大企業者 | 新設、増設 | 5億円以上 | 20人以上 | | |
| | | 特定産業 | 新設、移設 | 1億円以上 | 5人以上 | | |
| 研究開発施設立地奨励金 | 研究開発施設 | 全ての事業者 | 新設、増設 | 1億円以上 | 5人以上 | 特定地域 | 固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 3年間 100/100 |
| 用地取得費助成奨励金 | 産業業務施設 | 全ての事業者 | 新設、増設、移設 | 9,000㎡以上の用地取得 | 10人以上 | SC | 用地取得費相当額 20/100 操業開始年度の翌年度から 5年間の分割交付 上限額 3億円 |
| | 工場等 | 中小企業者 | | | | SC、NF | |
| | | 大企業者 | | | | | |
| 研究開発施設 | 全ての事業者 | 新設、増設 | | | | | |
| 外国企業事業所開設準備奨励金 | 産業業務施設等 | 外国企業 | | 立地の決定 | なし | SC、NF | あかつピア他市長が特に認めたもの |

SC…中勢北部サイエンスシティ、NF…ニューファクトリーひさい工業団地

産業業務施設…工場等及び研究開発施設以外の施設（事務所、営業所など）

特定地域…公的工業団地、工場適地、工業専用地域

特定産業…津市企業立地促進条例施行規則で定める指定集積業種（金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）

新設…市外の事業者が新たに産業業務施設等を設置すること、又は市内の事業者が既設の事業と異なる業種の産業業務施設等を設置すること。

増設…市内の事業者が既設の事業と同一の業種の産業業務施設等を拡充の目的をもって設置すること。

移設…市内の事業者が既設の産業業務施設等を廃し、同一の業種の産業業務施設等を設置すること。